



保健案内

保健センター
和田1165
(総合公園管理事務所)
TEL:553-0053
FAX:555-2551



子どもの健康

乳幼児健診

健診名 4カ月児健診、1歳6カ月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診
場所 [行田グリーンアリーナ] 研修室・会議室
その他 転入されたお子さんで、前住所地で受診していない方は保健センターにご連絡ください。

乳幼児相談(要申し込み)

日時 3月10日(火)午前9時30分～11時
場所 総合公園管理事務所
対象 小学校入学前のお子さん

離乳食教室(初期)(要申し込み)

日時 3月10日(火)午前10時30分～11時30分(午前10時15分から受け付け)
場所 総合公園管理事務所
対象 平成26年9月15日～10月14日生まれのお子さんがある方

おとなの健康

こころの相談(要申し込み)

日時 2月25日(水)
※時間は申し込みの際にお知らせします。
場所 総合公園管理事務所
対象 いつも不安、夜眠れない、生活のリズムが乱れている、自分の性格や人間関係に悩んでいる、飲酒量が多くやめられないなど、こころに悩みのある方
その他 随時、電話での相談も受け付けます。

ママ・パパ教室

これからママ・パパになる方を対象に、楽しく友達をつくりながら妊娠・出産・子育てについて学んでいきましょう。

日時 ・2月26日(休)午前9時45分～午後2時30分(午前9時30分から受け付け)
・3月3日(火)午後1時～4時(午後0時45分から受け付け)
※2日間で1コース
場所 VIVAぎょうだ
内容 妊娠中と産後の生活の話、子どもの手続きについて、簡単な調理実習、妊娠中と赤ちゃんの歯の健康、子どもの成長と育児の話、沐浴実習など
対象 妊婦とその家族(内容は初妊婦向けです。既にお子さんがある方でも、教室の人数に余裕がある場合は参加できます)
定員 20人(先着順)
注意 妊娠初期(15週まで)と妊娠後期(28週以降)は体調が変化しやすいため、安定期に入った妊娠中期(16週～27週)の方の参加をお勧めします。
申し込み 2月19日(休)までに直接または電話で保健センター

休日急患診療

期日	医療機関名	期日	医療機関名
2月15日(日)	壮幸会行田総合病院	3月1日(日)	壮幸会行田総合病院
2月22日(日)	清幸会行田中央総合病院	3月8日(日)	清幸会行田中央総合病院

- ・診療科目……内科、小児科、外科
- ・診療時間……午前10時～午後5時
※医療機関が変更されることがありますので、事前に問い合わせください。
- ・清幸会行田中央総合病院 ☎553-2000
- ・壮幸会行田総合病院 ☎552-1111
- ◇夜間などの急病やけがで受診できる医療機関を知りたいとき
- ・行田市消防署 ☎550-2123
- ・埼玉県救急医療情報センター ☎048-824-4199
- ◇埼玉県小児救急電話相談「#8000」
- ・県内どこからでも「#8000」をプッシュすると相談窓口につながります(携帯電話可)。
- ・相談時間【月～土曜日】午後7時～翌日午前7時
【日曜日、祝日】午前9時～翌日午前7時
- ◇埼玉県大人の救急電話相談「#7000」
- ・県内どこからでも「#7000」をプッシュし、音声ガイダンスにしたがってボタン1を押すと相談窓口につながります(携帯電話可)。
- ・相談時間【毎日】午後6時30分～10時30分

犬のふんは持ち帰りましょう

最近、「犬の散歩中のふんが放置されている」という苦情が多く寄せられています。ふんをそのままにしておくことは、環境上・衛生上よくありません。また、土地の所有者や管理者にとってはとても迷惑で、通行する方も不快な思いをします。

飼い主はふんを必ず持ち帰りましょう

犬のふんの放置については、「行田市愛犬条例」の中に飼い主が順守しなければならない事項として、「散歩などにより飼い犬を連れ出すときは、ふんを処理するための用具を携行し、ふんをしたときは回収して持ち帰り、適切な方法により処理すること」と規定しています。散歩中のふんは必ず持ち帰り、飼い主の責任で適正に処理してください。

簡単にできるふんや尿の処理方法

- ・犬の散歩のときは、紙(ティッシュペーパーなど)やビニール袋、水を入れたペットボトルなどを持っていく。
- ・犬がふんをしたら、紙で覆い、ビニール袋に入れる。
- ・ビニール袋を反転し、袋を閉じる。
- ・尿をしたら、その場所にペットボトルの水をかける。

皆さんがお互いに気持ちよく暮らせる快適な環境と美しいまちづくりのため、犬の散歩をするときは、マナーを守りましょう。

平成27年度の加入受け付けが始まります

万一の事故に備えて 交通災害共済に加入しましょう



平成26年中は、市内で2,245件(概数)の交通事故が起こっています。交通事故を無くするためには、ルールを守るだけでなく、気持ちのゆとりと譲り合いの精神を持つことが大切です。しかし、ルールを守っていても、どんなに注意をしても交通事故に遭うことがあります。そこで、万一の事故に備えて加入していただきたいのが交通災害共済制度です。

この制度は、市民の皆さんが会費を出し合って、加入された方が交通事故に遭ったときに、お互いに助け合う制度です。皆さんも家族全員で交通災害共済にご加入ください。

▶加入資格

本市の住民基本台帳に記録されている方

▶共済期間

4月1日から平成28年3月31日までの1年間
※共済期間内に市外へ転出した場合は効力を失います。

▶費用

1人年額500円
※10月以降で中途加入する場合は250円

▶加入方法

2月1日(日)から3月31日(火)までは、自治会を通して加入の取りまとめを行います。また、防災安全課では年間を通して随時受け付けています。

▶対象となる交通事故

- (日本国内の道路上で発生した次の人身事故に限る)
- ・車両(自動車、原動機付自転車、自転車、バスなど)に乗車中の衝突、転落、接触などによる事故
 - ・歩行中に発生した運行中の車両との衝突、接触などによる事故

▶対象とならない交通事故

- ・故意による場合
- ・無免許運転または飲酒運転
- ・地震、噴火、津波など天災に直接起因した交通事故
- ・歩行中の単独転倒による事故
- ・道路以外の場所での事故(個人の宅地または企業・工場敷地内、農耕作業中の場合など)

▶見舞金

種類	区分	見舞金額	
死亡見舞金	事故発生の日の翌日から起算して180日以内に死亡したとき	1,200,000円	
後遺障害見舞金	事故発生の日の翌日から起算して2年以内に身体障害者福祉法施行規則の規定による障害等級2級以上の障害と認定されたとき	700,000円	
	事故発生の日の翌日から起算して2年以内に身体障害者福祉法施行規則の規定による障害等級5級以上3級以下の障害と認定されたとき	600,000円	
医療見舞金	実治療日数	180日以上	140,000円
		150日以上180日未満	110,000円
		120日以上150日未満	90,000円
		90日以上120日未満	70,000円
		60日以上90日未満	55,000円
		30日以上60日未満	40,000円
		7日以上30日未満	30,000円
7日未満	14,000円		

- ・実治療日数は、入院日数と通院日数(医師の診察を受けた回数)を加えたものです。
- ・原則として、交通事故証明書または救急車出動証明書(公的証明書※コピー可)、医師の診断書または自賠責保険の診断書および診療報酬明細書(コピー可)が必要になります。交通事故証明書または救急車出動証明書がない場合は、実治療日数が7日以上でも支払われる見舞金の上限が20,000円となります。

▶見舞金の請求期限

- 死亡・医療見舞金の請求期限
事故発生の日の翌日から2年以内です。請求期限を経過したときは無効になります。
- 後遺障害見舞金の請求期限
事故発生の日の翌日から3年以内です。請求期限を経過したときは無効になります。

▶問い合わせ

同課交通担当(内線284)